

[事案 21-63] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 6 月 30 日 裁定終了

< 事案の概要 >

銀行窓口で変額個人年金の契約手続きをしたが、定期預金と勘違いして契約したとして、払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 18 年 8 月、退職金を定期預金にするため、妻とともに銀行本店に行ったところ、銀行員(募集人)から最初に妻が、その後私が説明を受け、保険との認識がないまま定期預金(5 年)だと勘違いして契約手続きを行った。

同 20 年 10 月に行員が訪問してきて、当該商品が定期預金ではなく、変額個人年金であることが初めて判った。加入時、銀行員から勧められた商品は、定期預金であるとの認識であったことから、書類の中身を確認しないままに署名・押印をしてしまったもので、商品内容についての十分な説明があれば、変額個人年金保険への加入手続きは行っていなかった。契約を取り消して、一時払保険料を返還して欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記により、申立人の契約取消し請求には一切応じられない。

- (1) 募集人(銀行員)は、申立人に対し、申立契約が保険であって定期預金でないことを適切に説明しており、申立契約が定期預金であるとの説明(あるいは申立契約が定期預金であるとの誤解を招くような説明)は一切行っていない。
- (2) 申立人が、申立契約が「定期預金(5 年)」であると「勘違い」していたことはあり得ない。このことは、以下の事項からも明らかである。

申立人は、相当長い時間をかけて熟慮検討した上で、退職金を金利優遇定期預金、通常の定期預金、保険(申立契約)に振り分けていること。

申立人は、申立契約締結以降、申立書添付の生命保険証券をはじめ、積立金等の運用状況通知を計12回に亘り郵送にて受領していたにもかかわらず、申立契約の申込時より2年5ヶ月を経過した平成21年1月になるまで申立人等から当社ないし募集行に対して、申立契約が定期預金であると思っていた旨の異議ないし申し出等は一切行われなかった。

平成19年9月及び同12月、募集人が申立契約について連絡したところ、申立契約の保険募集に際し申立人と共に申立契約について説明を受けた申立人の配偶者から、「定期預金の方が良かった」と定期預金を選択しなかったことを後悔している旨発言があった。

平成20年10月3日および6日、募集行の資産運用アドバイザーが、申立人の自宅を訪問し、申立契約の年金原資確保条件が消滅した旨説明したところ、申立人、申立人の配偶者からも、申立契約が定期預金であると思っていた旨の異議ないし申し出等は一切なかった。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書等の内容、申立人および募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の事実が認められた。

- (1) 「保険商品のご提案にあたって」には、冒頭部分に大きな文字で「保険商品のご提案にあたって」との記載があり、また、書面中には、申立契約が保険商品であることを示す記載が随所にあり、「当行がご提案する保険商品は預金等ではありません」との確認事項

が記載され、この書面に申立人が自署押印している。

- (2) 申立契約の「申込書・告知書」には、宛先として「〇〇生命保険会社」と記載され、同書面内には、「保険契約者」「被保険者」「基本保険金額」「死亡保険金受取人」等、明らかに保険契約であることが理解できる記載が多数存在し、「保険契約者」の欄は、申立人が記載して自署押印し、「死亡保険金受取人」の欄には、申立人が配偶者の氏名を記載している。
- (3) 募集行提出の伝票によると、申立契約締結に際し、申立人は、退職金について、募集行の金利優遇定期預金と、通常の定期預金、申立契約に、それぞれ振り分けている。
- (4) 上記(1)及び(2)の事実からすると、申立人が加入した商品が、「生命保険」であることは一目瞭然であったと言え、また、退職金を振り分けている行為からも、申立人は、申立契約と定期預金を区別していたことが窺える。

以上のことから、申立人に申立契約を定期預金と勘違いしたとの錯誤の存在を認めることは困難であり、仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤に当たるとしても、申立人は錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない(民法 95 条ただし書き)。

よって、本件申立てを認めることが出来ないので、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。